

北里大学地域連携室設置規程

平成 26 年 4 月 11 日制定

2020 年 7 月 17 日改正

(設置)

第 1 条 北里大学と地域社会との連携を促進するために、北里大学地域連携室（以下「地域連携室」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 地域連携室は、本学が定める社会連携・社会貢献の方針の下、「地域連携のワンストップ窓口」「ネットワークの構築」「情報発信」「社会貢献」を目的とする。

(取組目標)

第 3 条 地域連携室は、地域に根ざす大学として、①地域市民に対する生涯学習機会の拡大、②地域における学生の学修・課外活動の推進、③教育・研究成果の発信・普及、④大学・地域コンソーシアム、地域団体、市民団体、行政機関等と連携したまちづくりへの寄与を目指す。

(業務)

第 4 条 地域連携室は、目的達成のために次の業務を行う。

- (1) 地域連携事業の基本方針に関すること。
- (2) 市民大学など生涯学習の普及・拡大に関すること。
- (3) 地域におけるフィールドワーク、ボランティア活動など学生の学修・課外活動の推進に関すること。
- (4) 教育・研究成果の発信、普及活動に関すること。
- (5) 地域社会とのネットワークの構築に関すること。
- (6) 大学・地域コンソーシアム、市民団体、地域団体、行政機関等と連携したまちづくりへの寄与に関すること。
- (7) その他社会連携の目的達成のために必要な事項

(構成)

第 5 条 地域連携室は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 地域連携室長（学長が指名した者。以下「室長」という。）
- (2) 地域連携室事務長（以下「事務長」という。）
- (3) 地域連携室員（専任の他、学事企画部職員の中から兼務者をもって充てる。）

若干人

- (4) その他室長が必要と認めた者

2 室長は、地域連携室を代表し、地域連携の業務を統括する。

3 地域連携室に副室長を置くことができる。副室長は室長が指名する。

4 室長及び副室長の任期は2年とする。

(運営委員会)

第6条 地域連携室の運営組織として、地域連携室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の構成及び運営等については別に定める。

(設置場所)

第7条 地域連携室は相模原キャンパスに設置する。

2 学外の連携拠点として、地域連携室相模大野サテライトを相模原市立市民・大学交流センター内に設置する。

(事務室)

第8条 地域連携室に地域連携室事務室(以下「事務室」という。)を置き、地域連携室の事務を取り扱う。

2 事務室に事務長を置き、地域連携室の事務を統括する。

3 事務室員は、地域連携室員が兼務する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営委員会及び北里大学学部長会の議を経て、北里研究所理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(北学総第2020-04392号)

この規程は、2020年7月17日から施行する。